

令和6年2月7日
子ども・若者部
保 育 課
保育認定・調整課

保育所等の職員配置基準の変更について

1 主旨

令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」において、内閣府令で定める保育所等の職員配置の最低基準を引き上げる改正を行うこととなったため、世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の関係規則の一部を改正する。

なお、内閣府令の公布が令和6年2月中旬（予定）のため、本件は「こども未来戦略」にて示された概要に基づき報告する。

2 改正内容

(1) 満3歳以上4歳未満の園児

- ・改正前：おおむね20人につき、職員を1人以上置く。
- ・改正後：おおむね15人につき、職員を1人以上置く。

(2) 満4歳以上の園児

- ・改正前：おおむね30人につき、職員を1人以上置く。
- ・改正後：おおむね25人につき、職員を1人以上置く。

3 関係規則

- (1) 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則
- (2) 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則
- (3) 世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則
- (4) 世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則

4 施行予定日

令和6年4月1日（予定）

5 経過措置期間

内閣府令附則で定められる予定の経過措置期間（当分の間）を関係規則に設定する。